

身近にこんなトラブルが!  
かながわ消費生活

# 注意・警戒情報

新生活を迎え、うきうきしている

## 若者を狙う 儲け話に注意!!

簡単に儲かるから  
すぐ取り返せるよ!

お金がなければ  
学生ローンで  
借りればいいの!



事例 SNSで知り合った人から、儲かる話があると誘われカフェで投資ソフトの説明を聞いた。60万円もの高額を提示され、お金がないと断ると「学生ローンで借りればいい」と言われたのでそうしたが、全く儲からず、ローン返済も苦しい。誰かを勧誘すれば5万円貰えるとも言われたが…。



### 簡単に儲かる話はありません!

よく分からない契約はきっぱりと断りましょう。

◆新生活を迎える若者を狙った、悪質な勧誘の相談が寄せられています。友人や先輩から言葉巧みに勧誘されて、借金してまで契約させられるというトラブルに巻き込まれることがあります。これは連鎖販売取引、いわゆるマルチ商法のトラブルです。

◆人を勧誘すれば報酬が得られると言われ、勧誘した結果金銭トラブルに陥るなどして、これまでの人間関係を壊す事態に発展することもあります。

◆儲け話はうのみにせず、よく分からない契約はきっぱりと断りましょう。断っているのにしつこく勧誘することは、法律で禁止されています。高額の契約の場合、家族などにも必ず相談して下さい。

◆困った時は、消費生活相談窓口へご相談ください。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は  
消費者ホットライン

☎局番なし

イヤヤ  
188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

# 5月

# は消費者月間です



本年度のテーマは

「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」

消費者被害未然防止の方法を紹介した展示や、「持続可能な開発目標( SDGS )」に関連する展示、くらしに役立つリーフレットなどをご用意しています。ぜひお立ち寄りください。

場所

かながわ県民センター  
1階ロビー

期間

2018年  
5月末まで

内容

- ・悪質商法による被害事例や消費者被害未然防止に向けた対処法の紹介
- ・海の自然環境や水産資源を守って獲られた水産物のパネル展示
- ・機能性表示食品に関する情報提供 など

来てニヤ!



## 知っておきたい 消費生活のキーワード



### マルチ商法



・マルチ商法とは、商品やサービスを契約して、次は自分が買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に拡大させていく商法です。実際は会員となっても販売成果を上げられず、借金が残って被害者となるだけでなく、自らが勧誘・販売することで加害者となり被害を拡大させたりと、問題の起こりやすい取引形態です。

### 情報商材



・副業サイトや投資情報サイトなどを介して販売される、お金の儲け方などに関する情報を「情報商材」と呼びます。「簡単に」「短時間で」「確実に儲かる」といった広告で誘う一方、情報を得るためには高額な支払いが必要で、追加の支払いを求められる事もあります。

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう

 神奈川県

くらし安全防災局くらし安全部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ  
消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0207/>  
Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835  
電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506